

東京都台東区心身障害者福祉タクシー事業実施要綱

(目 的)

第1条 この事業は、重度心身障害者で、歩行困難な肢体不自由者及びその障害の程度が重いため日常生活に支障のある者等に台東区心身障害者福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）を交付することにより、移動や外出の利便を図り、もって福祉の向上に努めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、台東区内に住所を有し、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 下肢又は、体幹に肢体不自由を有する者で、身体障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。）別表第5に定める身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）のうち1級、2級又は3級に該当するもの

イ 視覚障害を有する者で、身体障害の程度が、等級表のうち1級又は2級に該当するもの

ウ 上肢に不自由を有する者で、身体障害の程度が、等級表のうち1級に該当するもの

エ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能の障害を有する者で、身体障害の程度が、等級表のうち1級、2級又は3級に該当するもの

(2) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付民児精発第58号）第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けている者で、知的障害の程度が、同要綱別表に定める1度又は2度に該当するもの

2 前項の規定にかかわらず、対象者（20歳未満の場合は、民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者であって、対象者の生計を維持する者又は現に対象者の生計を維持している者）の前年の所得（次条に規定する申請を1月から9月までの間に行う場合には、前々年の所得とする。）が東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和49年10月台東区規則第36号。以下「規則」という。）第3条に規定する額を超えたときは、交付しない。この場合において、所得の計算、所得の範囲、所得の額の計算方法等については、規則第4条及び第5条を準用する。

(申 請)

第3条 利用券の交付を受けようとする者は、台東区心身障害者福祉タクシー利用券交付申請書（様式第1号）により、区長に申請しなければならない。

(決 定)

第4条 区長は、前条の申請を受けたときは、第2条に掲げる要件に該当するか否かを審査し、交付を決定したときは、利用券（様式第2号）を交付する。

(利用券)

第5条 利用券は、年度毎に発行し、1月あたり3,500円相当の利用券を、申請日の属する月から、当該年度の3月分までの月分、交付するものとする。ただし、翌年度以降については、12月分の利用券を交付するものとする。

2 利用券の有効期限は、当該利用券の発行年度の初日もしくは利用券を交付した日からその交付した日の属する年度の末日までとする。

(利用方法)

第6条 利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用券を利用してタクシーに乗車する場合は、区長が委託する業者（以下「委託業者」という。）のタクシー（以下「福祉タクシー」という。）を利用しなければならない。

2 利用者は、福祉タクシー乗降に際し、その都度、利用券を使用することができる。

3 メーター料金から券面表示額を差し引いた額は、利用者の負担とする。

4 利用券は、特別区、三鷹市及び武蔵野市の区域内において福祉タクシーに乗車する場合に限り、利用することができる。

(委託業者)

第6条の2 委託業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）上の事業許可を受けており、かつ、タクシーを3台以上保有している事業者に委託して実施するものとする。

(委託業者への支払)

第7条 区長は、委託業者の請求に基づき、券面表示額の合計と事務手数料を支払うものとする。

(利用券の返還)

第8条 利用者が死亡若しくは区外へ転出したとき、又は利用券の有効期限を過ぎたときは、ただし、残余の利用券を返還しなければならない。

(届出)

第9条 利用者は、次の各号に該当するときは、台東区心身障害者福祉タクシー利用券受給資格異動届（様式第3号）により、すみやかにその旨を区長に届けなければならない。

(1) 第2条第1項に定める要件を有しなくなったとき。

(2) 住所又は氏名に変更があったとき。

(現況届)

第10条 受給者は、毎年2月1日から3月末日までの間に台東区心身障害者福祉タクシー利用券現況届（別記様式第4号）を区長に提出しなければならない。ただし、区長がその届出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(公簿等による確認)

第11条 区長は、この要綱の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を免除することができる。

(受給資格の消滅通知)

第12条 区長は、第2条に規定する受給資格が消滅したときは、台東区心身障害者福祉タクシー利用券受給資格消滅通知書（様式第5号）により当該受給者であった者に通知する。

（不正使用の禁止）

第13条 利用者は、利用券を不正に使用し、又は他人に譲渡してはならない。

2 区長は、利用者が前項の規定に違反したときは、交付決定を取り消すものとする。

3 区長は、前項の規定により利用券の交付決定を取り消した場合は、利用券の返還を命ずるものとする。

付 則

この要綱は、昭和55年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に区長が委託している業者が引き続き受託する場合には、第6条の2の規定は、適用しない。

付 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。